第1条 三役および子ども会指導委員長の選出と就任および免除について

- 1. 三役および子ども会指導委員長は、全PTA会員から立候補を募る。
- 2. 三役および子ども会指導委員長の立候補者が定員未満の場合は、新4・5・6年生の保護者から会長1名、副会長2名、新4・5年生の保護者から子ども会指導委員長1名を選出する。再任は妨げない。この場合、選出対象者数が定員未満の場合は新3年生の保護者も対象者とする。
- 3. 原則として、三役および子ども会指導委員長の選出は、1 1月に行われる授業参観日等の終了後、 指定会場にて行う。保護者より事前に立候補を募り、選出する。なお、立候補者は、希望する役 職を指定することができる。

【立候補が定員以上の場合】

選挙管理委員が調整を図り、立候補者間での協議または抽選で選出する。

【立候補が定員未満の場合】

選挙管理委員が抽選会を開催し、対象者から抽選の上、選出する。

- 4. 辞退および免除について
- (1) 三役・子ども会指導委員長・子ども会指導副委員長経験者、各委員長経験者は、選出において辞 退することができる。ただし、選出対象者が規定数に満たない場合、三役・子ども会指導委員長・ 子ども会指導副委員長経験者、前年度各委員長経験者以外は対象となる。
- (2) 本人が病弱・通院、本人や子どものやむを得ない事情等一年を通じて十分なPTA活動ができないと選挙管理委員が認めた場合は、免除する。(診断書または証明書を添付する。もしくは選挙管理委員会に相談する。)
- (3) あおば・きぼう学級へ通う児童のいる家庭は、選出において辞退することができる。(原則として、児童本人の学年に限る。)
- (4) 対象年度の中学校PTA役員又は子ども会本部役員に選出されている場合は、選出において辞退することができる。
- 5. 三役および子ども会指導委員長の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 6. 年度途中で三役等に欠員を生じた場合は、常任委員会の互選によって補充することができる。なお、補充された者は、次年度以降三役および子ども会指導委員長の選出において辞退することができる。

第2条 選挙管理委員会

- 1. 三役、子ども会指導委員長および学級委員の選出にあたり、選挙管理委員会を設ける。
- 2. 選挙管理委員会は、三役および子ども会指導委員長の4名および6年生以外の学年委員5名、計9名により構成する。
- 3. 三役および子ども会指導委員長の選出結果ならびに副会長の役職については、確定後直ちに選挙 管理委員会より会員に発表する。

第3条 常任委員の選出および免除について

1. 子ども会指導委員と校外生活委員は、各地区より2名を原則とする。ただし、次の各号の規定に

適合していると選挙管理委員会が認めたときは、原則によらず適切に子ども会指導委員と校外生 活委員を選出する。なお、(3) の規定に適合した場合は、合同で活動する地区から2名選出する。

- (1) 地区の実情から増員を必要と認めたとき。
- (2) 校外生活委員長の地区において、子ども会指導委員と校外生活委員1名の増員を必要と認めたとき。
- (3) 地区の構成員が少人数のため役員の選出・運営が困難で、かつ、合同で活動することをお互いの地区が合意したことを認めたとき。
- 2. 学年より選ばれる常任委員(学級委員)は、補欠1名を含め学級3名とする。1児童につき6年間で1回は選出される。なお、前年度の子ども会指導委員と校外生活委員は、選出対象となる。
- 3. 原則として、常任委員の選出は、2月に行われる授業参観後の懇談会終了後、指定の場所にて高 学年から優先して行う。対象の保護者から立候補を募り、選出し、定員に満たない場合は、抽選 とする。
- 4. 原則として、新1年生の常任委員(学級委員)の選出は、10月に行われる就学時健診後から立 候補を募り、2月に行われる入学説明会後に選出し、定員に満たない場合は抽選とする。
- 5. 常任委員の任期は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 6. 辞退および免除について
- (1) 原則として、新1年生の常任委員は、各委員長、副委員長を辞退することができる。
- (2) 三役、子ども会指導委員長を務めた者ならびに市の各専門委員長を務めた者は、該当する1児童については常任委員(学級委員)を辞退することができる。
- (3) 各委員長、交通安全女性長ならびに三役および子ども会指導副委員長を務めたものは、次年度以降において各委員会の委員長および子ども会指導副委員長への選出を辞退することができる。
- (4) 本人が病弱・通院、本人や子どものやむを得ない事情等一年を通じて十分なPTA活動ができないと選挙管理委員が認めた場合は、免除する。(診断書または証明書を添付する。もしくは選挙管理委員会に相談する。)
- (5) あおば・きぼう学級へ通う児童のいる家庭は、選出において辞退することができる。(原則として、児童本人の学年に限る。)
- 7. 年度途中で欠員を生じた場合は、補欠にて選出された者を常任委員(学級委員)とする。なお、 補充された者は、次年度以降対象児童の常任委員(学級委員)に選出されることを辞退することが できる。

第4条 常任委員の任務

- 1. 地区より選ばれる子ども会指導委員と校外生活委員は、本会の任務を遂行するとともに地区に関 する諸問題の解決をはかる。
- 2. 学年より選ばれる常任委員(学級委員)は、本会の任務を遂行するとともに、学級及び学年に関する諸問題の解決をはかる。

第5条 専門委員会

- 1. 専門委員会は、常任委員で次のとおり構成する。
- (1) 広報委員会および学年委員会は、学級委員で構成する。

- (2) 子ども会指導委員会および校外生活委員会は、子ども会指導委員と校外生活委員で構成する。
- 2. 学年委員会には、子育て広場委員会をおき、子育て広場委員長と副委員長をおく。学年委員長は子育て広場委員長を、学年副委員長は子育て広場副委員長を兼ねる。
- 3. 校外生活委員会には、交通安全女性長もおく。校外生活委員長は交通安全女性長を兼ねる。
- 4. 各委員会の活動内容は、次の通りとする。
- (1) 広報委員会:広報紙の発行に関すること。
- (2) 学年委員会: 学年・学級の教育の推進、選挙管理委員会に関すること、研修に関すること。
- (3) 子ども会指導委員会:子ども会の育成に関すること。
- (4) 校外生活委員会:児童の校外生活および交通等の安全に関すること。

第6条 改正

- 1. この附則は、企画委員会において出席者の三分の二以上の賛成により、改正することができる。
- この附則は昭和48年1月1日より施行する。
- (改正 昭和52年1月1日、昭和61年12月6日、昭和63年2月6日、平成2年4月14日、 平成3年2月2日、平成3年5月11日、平成4年4月11日、平成8年7月6日、 平成9年4月23日、平成12年3月4日、平成13年3月3日、平成13年9月29日、 平成14年11月20日、平成15年11月8日、平成16年3月8日、平成16年7月3日、 平成16年10月2日、平成16年11月13日、平成17年11月13日、平成18年3月11日、 平成19年4月7日、平成20年3月8日、平成21年4月11日、平成24年6月16日、 平成30年4月21日、令和2年6月27日、令和3年5月17日、令和4年4月23日、令和5年4月22日、令和6年4月20日)